

タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画 実施協議調査団報告書

平成13年4月

国際協力事業団

序 文

タイ王国とその周辺国は、経済力の向上に伴い家畜の国境取引が増えています。しかしこれら周辺国では家畜疾病予防の対策が十分でなく、国境を接する近隣国が協力して対策を講じることが急務となりました。こうした背景からタイ政府は、インドシナ地域の家畜衛生の向上を目的とする広域技術協力を我が国に要請してきました。

これを受けて国際協力事業団は、1998年から基礎調査、事前調査、3度にわたる短期調査を重ねてきました。今般はそれらの調査結果を踏まえて最終討議を行うため、2001年(平成13年)3月4日から同月10日まで農林水産省家畜衛生試験場九州支場支場長 福所秋雄氏を団長とする実施協議調査団を現地に派遣しました。調査団はタイ関係者及び周辺国関係者と協議を重ね、「タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画」プロジェクト実施のための討議議事録(R/D)付属ミニッツ、3国間広域技術協力ミニッツの署名を交わしました。しかしR/D本文については首相府技術経済協力局に異議があるため署名に至らず、調査団の帰国後、JICAタイ事務所とタイ側との間で調整を行うことになりました。

本報告書は、同調査団の協議結果を取りまとめたもので、今後のプロジェクトの展開に活用されることを願うものです。

ここに、調査団の各位をはじめ、ご協力頂いた外務省、農林水産省、在タイ日本大使館など、内外関係各機関の方々に深く謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成13年4月

国際協力事業団
理事 後藤 洋



周辺国（カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナム）との
ミニッツ協議

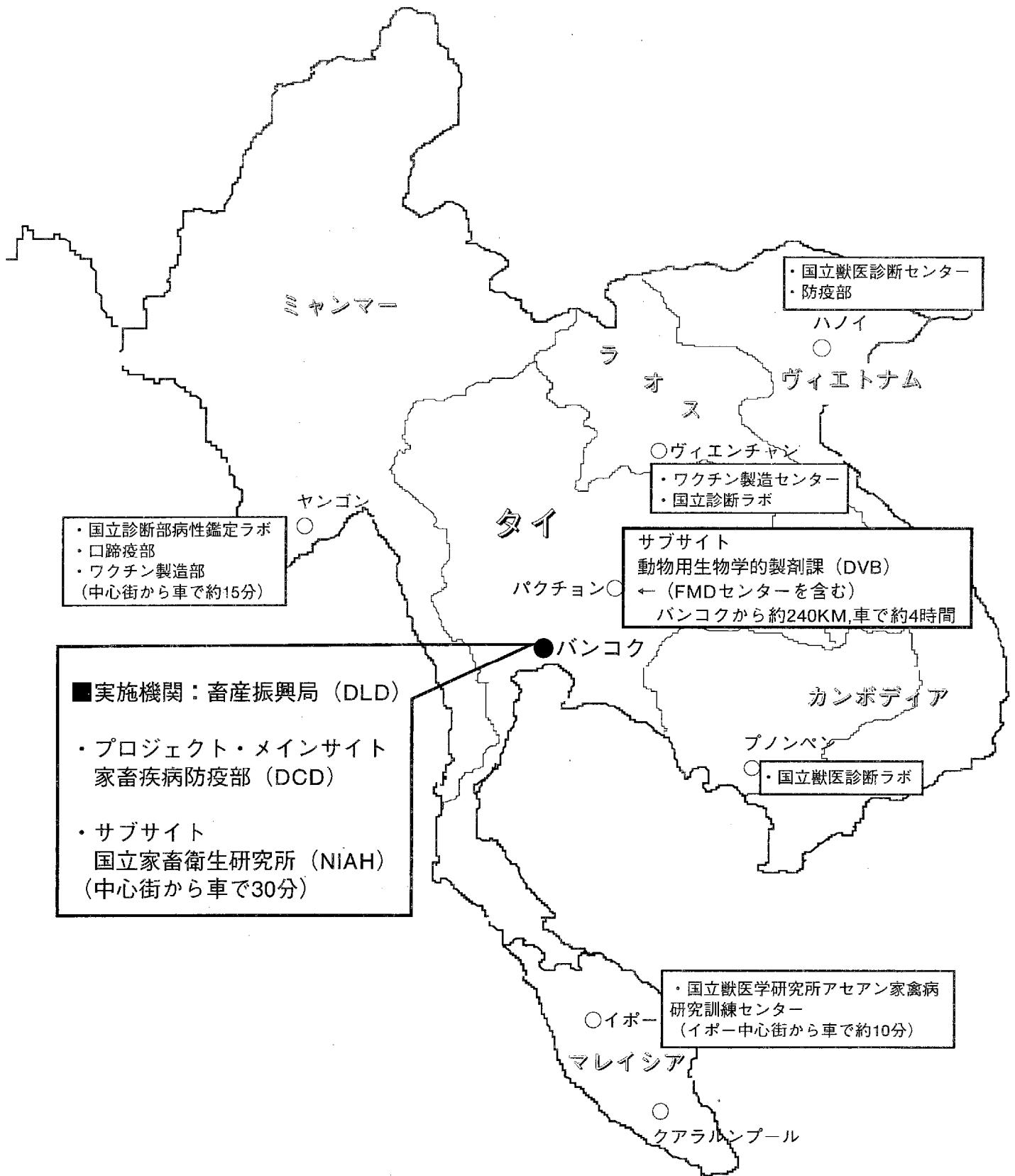


ミニッツ署名・交換。向かって左からミャンマー、
タイ、日本、カンボディア、ラオス各国代表者



タイ及び周辺国代表者（左よりミャンマー、タイ、日本の福所団長、カンボディア、ラオス）

プロジェクト・サイト及び周辺国関係機関 位置図



目 次

序 文
写 真
地 図

第1章 実施協議調査団の派遣	1
1 - 1 調査団派遣の経緯と目的	1
1 - 2 調査団の構成	2
1 - 3 調査日程	3
1 - 4 主要面談者	4
1 - 5 対処方針	6
第2章 要 約	7
第3章 主要討議事項と交渉経緯	9
3 - 1 関係機関との協議の経緯	9
3 - 2 広域プロジェクトの重要性	10
3 - 3 R / D締結手続きの再編	10
3 - 4 タイ側の広域技術協力の位置づけ	11
3 - 5 日本側の対応方針	11
3 - 6 経費分担	13
3 - 7 R / Dの主要な修正事項	13
3 - 8 周辺国との協議	14
3 - 9 活動内容	14
第4章 プロジェクト分野別活動内容	16
4 - 1 家畜防疫	16
4 - 2 疫学研究	18

第5章 プロジェクト実施上の留意点	20
5 - 1 実施機関の運営管理体制	20
5 - 2 建物、施設	21
5 - 3 供与機材の選定と管理	21
第6章 団長所感	23
付属資料	
1 . 討議議事録 (R / D) 案	29
2 . R / D案付属ミニッツ (T S I 及び P D M を含む)	53
3 . プロジェクトの基本計画	65
4 . プロジェクト・デザイン・マトリックス	68
5 . 国別活動計画案	69
6 . カンボディアとの広域技術協力ミニッツ	75
7 . ラオスとの広域技術協力ミニッツ	98
8 . ミャンマーとの広域技術協力ミニッツ	117
9 . 実施マニュアル案	136
10 . 我が国協力の経緯	159
11 . 広域技術協力の枠組み	171
12 . 広域技術協力の整理	173
13 . タイ及び周辺国の家畜関連統計	194
14 . タイ政府によるカンボディアへの協力プログラム	195
15 . プロジェクト初年度活動要望一覧表	197
16 . 周辺国向けの研修等	231
17 . タイ側が日本側に期待する研修及び専門家派遣	239
18 . O I E 東南アジア口蹄疫撲滅キャンペーン組織図	240
19 . 主要家畜疾病	242

第 1 章 実施協議調査団の派遣

1 - 1 調査団派遣の経緯と目的

(1) 要請の概要

タイ王国(以下、「タイ」と記す)及びカンボディア、ラオス、ミャンマー等の周辺国(以下、「周辺国」と記す)においては、政治状況の改善に伴い経済が好転しつつあることもあり、家畜の国境取引が増えている。しかし、これら周辺国では、家畜疾病予防の体制が必ずしも十分でなく、国境を接する近隣国が協力して地域的な家畜疾病防除のための対策を講じることが急務となっている(付属資料 13. に関連統計)。

こうした背景から 1998 年、タイ政府は我が国に対して、インドシナ地域の家畜衛生の向上を目的とした広域技術協力「タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画」の要請を行ってきた。

タイに対する国別事業実施計画においては、「地域協力支援(南南協力支援)」が重点分野のひとつとされており、本案件は、その方針にも沿っている。

(2) これまでの調査

これまでに、1998 年(平成 10 年)12 月の基礎調査以来、5 回の現地調査が実施され、タイ及び周辺国での家畜疾病予防のニーズが確認された。

(3) 派遣の目的

実施協議調査団は、これまでの調査結果を踏まえ、タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画を実施するための協力基本計画及び暫定実施計画(T S I : Tentative Schedule of Implementation)をタイと協議の上策定し、討議議事録(R / D : Record of Discussions)、T S I、プロジェクト・デザイン・マトリックス(P D M)及び協議結果を取りまとめたミニッツ(M / D)の署名・交換を行う。

また、タイに参集する周辺国の関係機関の代表者と広域技術協力の内容と今後のスケジュールを協議する。さらに、これまでの調査において協力の合意が得られているカンボディア、ミャンマー及びラオスに関しては、日本 - タイ - 周辺国(カンボディア、ミャンマー、ラオス)の 3 者で広域技術協力ミニッツの署名・交換を行う。

1 - 2 調査団の構成

(1) 総括 / 家畜衛生

福所 秋雄 農林水産省家畜衛生試験場九州支場 支場長

(2) 家畜防疫

加藤 政治 農林水産省生産局畜産部衛生課 国際情報分析係長

(3) 疫学研究

佐々木 正雄 国際協力事業団 国際協力総合研修所 国際協力専門員

(4) 協力計画

飯田 次郎 国際協力事業団 農業開発協力部 畜産園芸課 課長代理

1 - 3 調査日程

2001年(平成13年)3月4日(日)～10日(土)(7日間)

日 順	月日(曜日)	訪問先・用務	場 所
1	3月4日(日)	東京～バンコク(JL717) 佐々木団員とホテルにて合流、団内打合せ	
2	5日(月)	9:00 JICAタイ事務所との打合せ 10:00 日本大使館表敬 13:30 農業協同組合省事務次官補表敬 15:00 農業協同組合省畜産振興局(DLD)局長表敬 16:00 DLDとスケジュール、議題と協議の進め方等に関する打合せ	
3	6日(火)	9:00 DLDとの協議(首相府技術経済協力局(DTEC)の日本担当出席の下、R/D、TSI、PDM広域ミニッツに関する協議。タイ側の組織・運営体制、施設・設備の利用、カウンターパート(C/P)要員の配置等、プロジェクト実施に必要な事項確認。2001年度の活動計画の協議)	
4	7日(水)	9:00 DLDとの協議。広域技術協力事業実施に必要な手続きに関する確認(国際約束のあり方、要請書の取り付け、経費負担等) 2001年度の活動計画及び経費の確認、技術交流に係る協定等の締結に関する確認 14:00 タイ側とのミニッツ案協議	バンコク
5	8日(木)	9:00 国立家畜衛生研究所(NIAH)訪問、協議(周辺国から代表者がタイへ移動) 14:00 周辺国との広域技術協力事業の内容と今後の進め方等に関する協議、広域ミニッツに係る協議 19:00 調査団長主催夕食会	
6	9日(金)	9:30 タイ及び周辺国との2001年度の要望に係る聞き取り(Asia Hotelにて) 11:00 日本-タイのR/D附属ミニッツ署名・交換 日本-タイ-周辺国の広域ミニッツ署名・交換 12:00 DLD主催昼食会、日本大使館報告、JICAタイ事務所報告	
7	10日(土)	帰国(バンコク～成田)JL708	

注：疫学研究分野の佐々木団員は、ミャンマーで行われる世界獣疫事務局(OIE)会議(2/26～3/2)に出席し、口蹄疫(FMD)撲滅キャンペーンに関する情報収集と本プロジェクトの趣旨、活動内容等を関係国へ説明した後、本実施協議調査団に合流した。

1 - 4 主要面談者

(1) タイ

1) 首相府技術経済協力局 (D T E C)

Mr. Banchong Amornchewin, Chief of Japan Sub-Division

Mr. Wattanawit Gajaseni, Program Officer

2) 農業協同組合省 Ministry of Agriculture and Cooperatives (M O A C)

次官室 Officer of the Permanent Secretary

Dr. Adisak Sreesunpagit, Deputy Permanent Secretary

Mr. Pinit Korsieporn, Director, Foreign Agricultural Relations Division

Mr. Boonnorm Oonkasem, Senior Policy and Plan Analyst

Dr. Wimolporn Thitisak, Director, Agricultural Information Division

川崎 陽一郎 農業開発計画専門家、Foreign Agricultural Relations Division

畜産振興局 Department of Livestock Development (D L D)

Dr. Rapeepong Vongdee, Director General

Dr. Sakchai Sriboonsue, Deputy Director General

Dr. Prachack Thiratinrat, Director of Disease Control Division (DCD)

Dr. Vimol Jirathanawat, Director of Training Division

Dr. Wallpa Nunbhakdi, Director, NIAH

Dr. Chaweewan Leowijuk, Director, Foreign Livestock Affaires

Dr. Vuthiporn Rungvetvuthivitaya, Director, Veterinary Biologics Division

Dr. Wantanee Kalpravidh, Chief, Epidemiology Section, Division of Disease Control, DLD

Dr. Angkana Raktrakultham, Training Officer, Training Division

Dr. Moraya Ekgatat, Veterinary Officer, NIAH

Dr. Jessada Thonglehem, Veterinary Officer, DCD

Dr. Photchana Sakrasaer, Veterinary Officer, DCD

Dr. Wacharapon Cmotiyaputta, Veterinary Officer

Dr. Tippawan Tekayuwat, Veterinary Officer, DCD

Dr. Prasit Chaitaweesub, Veterinary Officer, DCD

Dr. Sangchai Thitichankamol, Veterinarian, DCD

Dr. Sirikarm Ch. Inthara, Veterinary Officer 8, Division of Foreign Livestock Affairs

Dr. Orapan Pasavorakul, Senior Veterinary Officer, Division of Foreign Livestock Affairs

Ms. Pranee Utanvorapot, Senior Foreign Relations Officer

Ms. Ratiwan Veerapong, Human Resources Development Officer, Division of Foreign Livestock Affairs

Ms. Panpilai Ayawan, Foreign Relations Officer, Division of Foreign Livestock Affairs

Ms. Pennapa Matayompong, Senior Veterinary Inspector

Ms. Tarica Pramoolsinsap, Veterinary Officer 8, DVB

Ms. Surapong Wongkasemjit, Veterinary Officer 8, NIAH

(2) カンボディア

Dr. Suon Sothoeun, Deputy Director General, Department of Animal Health and Production, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

Mr. Lim Chanthy, Acting Chief of Animal Production Office, Department of Animal Health and Production, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

(3) ラオス

Mr. Mahanakohne SOURIYA, Deputy Director General, Department of Livestock and Fisheries, Ministry of Agriculture and Forestry

Mr. Boulon Douangneun, Head of Animal Disease Preservation, Animal Health Division, Department of Livestock and Fisheries, Ministry of Agriculture and Forestry

(4) ミャンマー

Dr. Khin Maung Nyo, Director, Livestock Breeding and Veterinary Department, Ministry of Livestock Breeding and Fisheries

Dr. Aung Khin, Assistant Director, Livestock Breeding and Veterinary Department, Ministry of Livestock Breeding and Fisheries

(5) ヴィエトナム

Mr. Ho Dinh Chuc, Vice Director, Department of Animal Health, Ministry of Agriculture and Rural Development

(6) 日 本

1) 在タイ日本大使館

八百屋 市男 一等書記官

2) J I C A 事務所

森本 勝 所 長
高島 宏明 次 長
長谷川 敏久 所 員

1 - 5 対処方針

- (1) 第3次短期調査において策定した協力基本計画に基づくR/D(案)をタイ側と協議し、その署名・交換を行う。

- (2) タイ側と暫定実施計画(TSI)及びプロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)を協議し、ミニッツ(M/D)に取りまとめ、署名・交換を行う。また、プロジェクト実施に必要な事項(施設・設備、C/P要員の配置、予算措置等)の準備状況についての再確認や、プロジェクトの実施にあたって懸案事項があれば、必要な対応策を検討し、その措置についても確認する。

- (3) 周辺各国の代表者を拠点国タイに招へいし、広域技術協力の内容と今後のスケジュールを協議。さらに、カンボディア、ミャンマー、ラオスに関しては、日本 - タイ - 周辺国の3者で広域技術協力ミニッツの署名・交換を行う。

- (4) 第3次短期調査において日本側が提示した、タイが周辺国との間で別途締結する技術交流に係る協定等に関して、タイ側の検討状況と周辺国との調整予定を確認する。

第2章 要約

本実施協議調査団は、2001年3月4日から10日まで、タイの首都バンコクに滞在し、「タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画」の実施に関する協議を、タイ関係者及び周辺カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナム各国関係者との間で行った。

このプロジェクトは家畜の国境取引の増加に伴い急務となった家畜疾病防除のためのもので、広域技術協力推進プログラム(RTCPP)構想の下、タイは周辺国の人的資源開発のため中心的役割を果たし、日本はこの南南協力を支援するものである。

調査団は、プロジェクトの実施機関であるタイ農業協同組合省畜産振興局(DLD)と討議議事録(R/D)、暫定実施計画(TSI)、プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)についての協議を重ねたのち、バンコクを訪れた周辺国関係者とも協議を行い、協力の大枠を固めた。その概要は次のとおりである。

(1) プロジェクト目標：タイ及び周辺国において家畜疾病防除技術が改善される

(2) 協力期間：5年間

(3) 実施機関：タイ農業協同省 畜産振興局(DLD)

(4) プロジェクトサイト：メインサイト 畜産振興局 家畜疾病防疫部(DCD)
サブサイト 国立家畜衛生研究所(NIAH)
動物用生物学的製剤課(DVB)

(5) 参加国：タイ(拠点国)、カンボディア、ラオス、ミャンマー、ヴィエトナム

なお、今般参加しなかったマレーシアについては、プロジェクト開始後、他の周辺国からの要望に応じて、協力依頼を行う。

(6) 投入計画：日本 - 専門家派遣、研修員受入れ、機材供与

タイ - 施設の提供、カウンターパート(C/P)の配置、タイ人専門家の派遣、研修員受入れ、プロジェクト運営費の負担

周辺国 - 施設の提供、C/Pの配置

最終日に、調査団はタイ D L D との間に R / D 付属ミニッツ (T S I と P D M を含む) の署名を交わすとともに、日本 - タイ - 周辺国の三国間広域技術協力ミニッツの署名をカンボディア、ラオス、ミャンマーとの間に交わした。ヴィエトナムについてはプロジェクト開始後準備が整い次第、署名することとなった。なお、日本とタイとの R / D 署名は、署名責任機関である首相府技術経済協力局 (D T E C) 担当局長の不在や、R / D のなかでタイへの寄与がより明確になるべきとの修正要望問題があり、調査団が帰国したのち、J I C A タイ事務所と D T E C との間の交渉に委ねることとなった。

第3章 主要討議事項と交渉経緯

3-1 関係機関との協議の経緯

3月5日に農業協同組合省本省(MOAC)を訪問し、畜産担当次官補との会談のなかで当該調査団の目的及び当該プロジェクトの概要説明を行った。その後、農業協同組合省畜産振興局(DLD)を訪問し、DLD局長出席の下、6日から9日にかけての協議事項等の打合せを行った。

6日及び7日には、DLDにおいてDLD関係代表者約15名及び首相府技術経済協力局(DTEC)担当者2名の出席のもと、当該プロジェクトの実施概要について説明するとともに、暫定実施計画(TSI)、プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)及び広域技術協力推進プログラム(RTCP)についてタイ側に詳細に説明し、タイと日本の間で締結する討議議事録(R/D)、ミニッツ(M/D)及び詳細な実施マニュアル案について協議を行った(R/D案は、付属資料1、実施マニュアル案は付属資料9、プロジェクトの基本計画は付属資料3)。詳細な実施マニュアル案は、基本的な了解を取り付けたが、今後、手続き、各国政府のとるべき措置、各種申請書の様式について、プロジェクト開始時まで決定することとした(付属資料2、タイとのR/D案付属ミニッツ第9項他)。

8日の周辺国との協議には、周辺国の代表者(ミャンマー2名、ラオス2名、カンボディア2名及びヴィエトナム1名)が出席し、家畜衛生研究所(NIAH)において、DLD局長出席の下、タイ側がRTCPについて詳細に説明するとともに、タイ-日本-周辺国の三国間広域技術協力ミニッツについて協議した。

一連の当該プロジェクトに関する協議のなかで、タイ側と協議の結果、タイ-日本間のミニッツに関する同意がDLDとの間で得られた。また、日本、タイ、カンボディア、ラオス及びミャンマーとの実施協議の結果、三国間におけるミニッツに関する同意が各国との間で得られた。最終日の9日には、タイと日本の間でR/D案付属ミニッツ(付属資料2)及び日本-タイ-周辺国(カンボディア、ラオス及びミャンマー)との三国間広域技術協力ミニッツ(付属資料6、7、8)の署名・交換が行われた。

一方、二国間協定に基づく日本とタイとのR/Dについては、協議の結果、DTEC担当者側から、

(1)本プロジェクトは基本的には二国間協力案件であり、タイに対する援助と周辺国に対する援助を具体的に明確にすべきである。

(2)タイへの投入量の割合を高めるべきである。

との意見が提出された。

これに対して、日本側は当該プロジェクトにおいては、RTCPに基づき、タイがリーダーシップを発揮し、インドシナ地域における家畜防疫を改善・推進することを目的としたものであ

り、日本側の協力はすべてそれに資するものである旨の説明を行った。しかし、D T E C側としては現段階では了承することが困難との回答があった。したがって、この点に関して調査団のタイ滞在中に最終的な合意に至ることができなかった。そこで、今後、タイ政府側とJ I C A本部及びJ I C Aタイ事務所及び国内関係機関との間で調整することとなった。

3 - 2 広域プロジェクトの重要性

タイにおいては、広域プロジェクトは、ほかに4つ(高等教育、寄生虫、障害者センター、麻薬取り締まり)計画されているが、本プロジェクトが最も早く立ち上がる予定であり、J I C A事務所では、今後、タイの協力の中核となり得る広域型の先進事例として本プロジェクトに期待している旨、述べている(広域技術協力の枠組み及びその整理は、付属資料11、12参照)。

調査団滞在時には、別途、近隣国事務所の次長と援助窓口関係者を集め、広域協力のあり方を検討する会議が開催され、そのなかでも本プロジェクトは、モデルケースと位置づけられたとのことである。

ただし、周辺国は、タイでの1ステップを経ないで、日本からの直接協力を求めるのが本音とも考えられるので、今後は、透明性の確保も求められよう。

既に、タイ政府自体は、ラオス、カンボディアに対する協定を締結したとのこと(カンボディアに対する協力は、D T E Cの支援により、2名の研修員の受入れを行うもの。付属資料14参照)であり、今後の展開が期待される(カンボディア及びラオスとの協定は、実例は確認できず)。タイと周辺国との協定については、プロジェクト開始後に、追って締結することとした(タイとのR / D案付属ミニッツ第12項)。

3 - 3 R / D締結手続きの再編

R / Dについては、今後J I C A事務所長とD T E C局長との締結を行うこととされ、本件への適用が初回となる。

これは、他の援助機関との協定締結はこの方式によるが、J I C Aについては、例外的に、実施機関間であったものを、今回、是正することとしたとのことである。さらに、首相府大臣決裁が必要なので、2週間程度要するとのこと。なお、ミニッツは、これまでどおり、実施機関間で締結する。

D L Dより、D L D局長もサインする可能性を示唆したが、出席したD T E Cバンチョン日本担当は、D T E C局長に伝える旨、答えるのみであった(翌日、J I C A事務所長とD T E C局長のみのサインとする方法を受け入れるよう、バンチョン氏より調査団に重ねて依頼があり、承諾した)。

我が方より、サイナーはともかく、周辺国代表も参集することから、滞在中に決裁手続きを完

了するよう、要請した。しかし、D T E Cは、大臣決裁のあと、D T E C局長とJ I C A事務所長とのサインの方針を堅持した。D T E C局長がカンボディアに出張中であったため、調査団滞在中は、いずれにしても不可能とのことであった。

D T E Cは、R / Dは、3月中には締結可能との見込みを示唆した。J I C A事務所は、「最近D T E Cは、日本側の意向に対して、理屈を整理したうえで対応するようになってきており、正論とはいえ日本側としては苦慮している」とのことであった。したがって、今回の措置は、やむを得ないと思われる。今後は、J I C A事務所に調整を委ね、D L Dサイドからも働きかけを行うことを依頼した(R / Dの早期締結は、タイとのR / D付属ミニッツ第1項にも明記した)。

3 - 4 タイ側の広域技術協力の位置づけ

D T E Cは、R / D案の内容は、基本的に受け入れると述べた。しかし3月6日にD T E C局長にブリーフした際に、局長は、タイへの寄与を、より明確にするよう、マスタープラン(M / P)の活動部分の書き換えを求めたとのことであった。具体的には、タイの家畜疾病防除を強化、そのシステムを構築、そして周辺国に技術移転するという、3段階のメカニズムを示した。また、タイへの二国間協力として、T S Iにおいて、タイ、周辺国、日本の3者の寄与を明確に示すべきとして、総額6億1,500万円のプロジェクトコストの国ごとの内訳の明示も求めた。この表現により、タイの政策レベルに、よりアピールすることが好ましいとのことである。

その背景には、広域として、タイへのインプットが減少し、タイが補完的位置づけになることへの抵抗があり、あくまで主たる協力対象はタイであり、余力があれば周辺国にというのが基本方針であることがうかがわれる。

総額のうち、タイへの投入概算額は4億1,500万円であり、67%を占めることから、タイ中心であることは明白である。ただし、統計上は、この投入額がタイへの援助実績となるが、拠点国タイの長期専門家が周辺国に出張する場合や、周辺国人材の受入れ、タイ人カウンターパート(C / P)の周辺国出張等の南南協力も含まれているので、実態は、裨益を受ける周辺国にカウントできる側面もある。

その他D T E Cの意向として、タイに対する二国間援助が明確でなければ、地域協力として、外務省所管事項となること、P D Mの具体的な指標を明示すべきこと、等を求めた。

3 - 5 日本側の対応方針

R / DのM / Pの記載に関して、タイ事務所の高嶋次長、長谷川所員と打ち合わせた当面の対応方針は以下のとおりである(2001年3月9日現在)。

(1) R / D本文への挿入案(付属資料1 . のR / D案)をD T E Cに送ったが、芳しい返事は

ない。

- (2) D T E C 局長は、3月12日から出勤であり、いずれにしても調査団滞在中は、事態は進展しない。
- (3) 本件の背景には、D T E C 局長は、タイへの寄与が明確でない広域協力や、タイのニーズに基づく面が希薄なオファー型協力の、以前から否定的な意向を有し、特に2000年9月以降、顕在化したことがあるとのことである。同局長の対応には理屈として理解できる面があるが、総体として、他のドナーも困惑しているとのことである。
- (4) 本広域協力の場合は、タイへの投入量の減少分が、周辺国枠として増加するという単純な構造ではなく、周辺国の家畜疾病防除は結果としてタイの畜産業安定化に資するものである。また、タイ人 C / P による周辺国に対する指導は、タイ人 C / P の能力を一層高めることにつながる。したがって、最終的には、タイへの裨益効果が見込まれるものである。
- (5) また、現行 M / P は、一般的な記載だが、各国の T S I は、プロジェクト開始後、2001年度中に策定する旨、D L D とのミニッツでも触れており(第3項)、タイを含め、各国の意向と実態に合わせた計画が策定されるので、その際に反映が可能である。なお、T S I と P D M は、合同委員会の決議を経て改訂が可能である旨は、タイとの R / D 付属ミニッツ第3項にて、併せて規定している。
- (6) 農業協同組合省及び J I C A 事務所から、上記の趣旨とともに、締結したミニッツと R / D 案を添付して、R / D の早期締結を依頼するレターを D T E C 宛に送付し、理解を求めるところとする(本プロジェクトは、二国間協力であることの再確認は、タイとの R / D 付属ミニッツ第2項にて明記済みである)。
- (7) 一方、D T E C 日本担当官は、依然として、M / P の組み換え(タイ側の能力強化、システム強化、周辺国への移転という3段階の活動により、タイへの二国間協力を明確化)を主張している。そして、改訂版をもって、局長に説明する姿勢を崩していない。この背景には、局長が出張前に、R / D 案を一読した際に、強い指摘がなされたものと推察される。
- (8) D T E C は、本プロジェクト自体は否定せず、その上位目標及びプロジェクト目標にも異論はない模様である。したがって、指摘事項以外の他意はないものと思われる。

(9) 本件以外のいくつか見聞する先方の対応から察すると、先方は、組み換えを譲らないことが予想され、日本側が応じないと、プロジェクト自体の実施に支障が生ずるおそれもある。

(10) したがって、腹案として、M/Pの改訂を視野に入れて検討する必要がある。なお、M/Pは、関係国政府が合意した場合には、ミニッツを交換することにより、プロジェクトの状況の変化に応じて修正することができる旨を注記している。

3 - 6 経費分担

本件は、プロジェクト方式技術協力であり、日本・タイパートナーシップではないので、いわゆる「コストシェアリング」は、義務づけることは避けてほしい旨、先方(特にDTEC)より、申し出があった(なお、パートナーシッププログラム自体、アジア経済危機以降、先方は難色を示し、現在、見直し中とのことである)。R/Dには、運営経費は先方が措置する旨の条項があり、日本側負担は限られ、予算措置は先方負担が原則である。しかし、タイ側はDTEC基準に基づき、これまでの慣行から、プロジェクト方式技術協力では、秘書や運転手の手当てを負担することまでが、タイ側の措置と解している模様である。

先方は、外国旅費の負担は困難だが、教材等、物資による対応は、実際に可能とのことである。これら詳細は、開始までに詰めることとし、タイとのR/D付属ミニッツ第14項には、タイ側の適切なプロジェクト予算措置を求める旨を明記した。

3 - 7 R/Dの主要な修正事項

DTECが二国間協力をこたわり、当初は、M/Pの活動にて、タイの役割を明確にすべく修正を求めたことから、本文の「 両国間の協力」において、第3項に、先方の意向に沿って、タイ人の家畜疾病防除能力を強化、その地域協力システムを開発、そして周辺国に技術移転するという、3段階のメカニズムを示す文言を追加した。

また、M/Pの活動部分の3)の(3)の“ Advise and guide the establishment ”の部分は、“ Develop ”とすることが、分かりやすいと判断し、修正した。

さらに、我が国の農水省生産局からのコメントもあり、成果の1)において、「口蹄疫を含む」効果的な家畜疾病防除に係る域内協力のシステムと資源を強化する、という形に書き換えた。

今後、JICA事務所が本R/D修正案をDTECに提出し、DTECにおいて署名に向けた検討が行われることとなる。

3 - 8 周辺国との協議

マレーシアを除く4か国が参集し、所期の目的を達成した。今後は、ヴィエトナムに関しては、プロジェクト開始後、長期専門家及びタイC/Pと協議・調整を行い、準備が整った段階で広域技術協力ミニッツを署名することとする。マレーシアに関しては、プロジェクト開始後、他の周辺国からのニーズに応じて、協力を依頼する。

協議では、タイDLDのワンタニ女史より、ミニッツ案や暫定の手続きマニュアルについて説明がなされ、基本的な了解を取り付けた。タイに対する各種申請書は、日本の要請書のコピーでよいとの意見もあったが、詳細は開始までに確定することとしたい。

周辺国からは、タイでの研修に関し、資格要件の緩和(ミャンマーから45歳への引き上げ等)の要望があると事前に聞いていたことから、「原則として」の文言を加えた。

周辺国へは、短期専門家派遣が中心なので、機材の活用にあたっては、専門家と調整を行うとの記述は削除した。

周辺国負担部分の輸送手段の確保については、困難な旨の意見がカンボディアからあったが、最低、空港送迎や国内出張の際の車両手配を意図していると説明し、了解を得た。

自国負担との原則が示されているスペアパーツについて、供与の要望がラオスから出されたが、これは、要望リストを取り付けたうえで検討する旨説明した。

ナショナルコーディネーターについては、事前に選出を依頼したが、確認できたのは、ミャンマーのみであったので、暫定として、以下のとおりタイとのR/D付属ミニッツに添付した。

カンボディア : ソトーン氏(農林水産省・家畜衛生生産局・副局長)

ラオス : マハナコネ氏(農林省・家畜水産局・副総局長)

ミャンマー : アウン氏(家畜育種水産省・畜産育種獣医局・副局長)

検討中のヴィエトナムと欠席したマレーシアは、追って人選することとしたが、想定されている機関は以下のとおり。

マレーシア : 農業省獣医局・獣医研究所・アセアン家禽病研究訓練センター

ヴィエトナム : 農業農村開発省・家禽衛生局及び国立獣医学研究所

また、カンボディアは、上司の局長の承認が必要なので、現時点では決められず、JICAタイ事務所及び農業省からの人選に係るレターが必要とのことであり、追って発出することとした。

3 - 9 活動内容

PDM、TSI共に、軽微な変更を除いて、合意に至った。

タイ側より、供与機材リストも提出された。5年間で3,000万円との総額を提示したが、先方はより多くの機材の要望を有している。既に供与されたものによることが基本であり、また、周辺国のニーズに基づき、措置する必要があることから、今後、調整することとし、深入りは避けた。

この点は、D T E Cも根強く、通常のプロジェクト方式技術協力が総計1億円以上の機材を供与するのに対し、総計3,000万円では少ないと認識していた(付属資料15.として、最終日に各参加国から出された初年度活動要望表及び付属資料16.に、タイ側で受入れ可能な研修コース及び派遣可能なタイ人C/P一覧表を示す。また、付属資料17.にタイ側の要望する研修及び専門家派遣のリストを示す。タイとのR/D付属ミニッツ第11項に明記)。

2001年度の各活動は、開始後に、ナショナルコーディネーターの招へい、日本人専門家とタイ人C/Pの周辺国出張にて、周辺国の活動要望(専門家派遣・研修員受入れ・機材供与等)を把握し、タイでの可能な対応と摺り合わせの上、追って確定する(タイとのR/D付属ミニッツ第10項)。また、各国のT S Iは、2001年度中に策定することとする。なお、ナショナルコーディネーターのバンコク招へいに併せて、プロジェクト管理の研修(ワークショップ)を実施する予定である(タイとのR/D付属ミニッツ第8項)。

なお、2001年8月上旬から5年間の協力開始に向けて、A1フォームを5月末までに提出することを先方は了解済みである(タイとのR/D付属ミニッツ第4項)。

第4章 プロジェクト分野別活動内容

4 - 1 家畜防疫

(1) 広域協力体制の強化

疫学団員は本調査団のバンコクでの活動開始前の1週間、ミャンマーのヤンゴンで開催された世界獣疫事務局(OIE)主催の「第7回東南アジア口蹄疫コントロールプロジェクト(SEA-FMD: Southeast Asia FMD Control Project)」の全体会議に出席した。OIEは、1990年代の初頭より東南アジアにおける口蹄疫コントロール活動の調整活動を展開しており、現在は、その準備段階にある。1998年にバンコクのカセサート大学内に地域調整室(Regional Coordination Unit)が開設され、Regional Coordinatorとしてオーストラリア人1名とタイの畜産局から派遣された疫学・家畜防疫専門のスタッフ1名が活躍している。

OIE/SEA-FMDの参加8か国は、JICAプロジェクトの参加6か国をすべて含んでおり、本JICAプロジェクトとは、お互いの達成目標(OIE:口蹄疫(FMD)のコントロール及び終局的には撲滅、JICA:タイ及びその周辺5か国の家畜衛生状態の改善)は共通しており、将来にわたって緊密な関係を維持していくことが求められている。

SEA-FMDのこれまでの活動は、まだ準備段階ということもあり、口蹄疫そのものに対処するのではなく、参加国の獣医行政サービスの強化、家畜の国内、国外への移動制限、農民に対する啓蒙活動(なぜワクチン接種が大切なのか、異常な症状を示す家畜が出たとき、なぜ関連獣医担当者に直ちに報告せねばならないのか等々、に関するワークショップ開催)などに、これまで力を注いできている。したがって、これらの分野では、今後JICAプロジェクトとの共同活動が多く出てくることが予想され、疫学団員がJICAプロジェクトの概要を本会議で説明した際、参加者からJICAとの共催という形で、積極的に活動計画を組んでいくことが求められた。なお、SEA-FMDの今後3年間の活動方針が採択され(オーストラリア政府の資金援助が前提)、本キャンペーンの運営を2004年以降は東南アジア諸国連合(ASEAN)に移管することが提案された。

また、本会議にはインドシナ地域で現在進行している家畜衛生分野での二国間協力、多国/国際機関協力の代表者がすべて参加しており、彼らとの直接対話により、これらプロジェクトとの最新情報の交換及び今後の密接な協力を約束した。支援の重複を避け、プロジェクトをより効率的かつ効果的に実施するために、欧州連合(EU)、国連食糧農業機関(FAO)、OIE等のドナーと協調することに努める旨は、タイとのR/D付属ミニッツ第13項に明記した。

現在進行中の関連プロジェクトとは以下のとおりである：

O I E

東南アジア口蹄疫コントロールキャンペーン（1994年～）。東南アジア8か国、地域調整室はバンコク（付属資料18.）。

E U

家畜衛生・普及サービス改善（1998～2004年）。ラオス、ヴィエトナム。なお、EUはカンボディア、及びインドシナ全体をカバーする地域プロジェクトを考慮中。

F A O / 国際原子力機関（ I A E A ）

エライサ法（ E L I S A ）による口蹄疫診断技術 / 研究の普及（1998年～）。ミャンマー、カンボディア、ラオス、ヴィエトナム、タイ。

F A O / A P H C A (Animal Production and Health Commission for Asia and the Pacific)

インドシナ全域における畜産・衛生分野の情報収集。

オーストラリア国際農業研究センター（ A C I A R ）

口蹄疫及び豚コレラコントロール（1997～2001年）。ラオス。

（2）ワクチン製造技術と品質管理技術の改善

本計画実施協議調査において、各国から以下のような要望が提出された。

タイ：タイにおいては、各種ワクチンの技術及び品質はよく管理されており、周辺国への技術移転は可能である。ただし、豚コレラに関してはGPE株を用いたワクチン製造がまだ実用段階に至っておらず、この点に関しての技術協力の要望があった。

カンボディア：出血性敗血症（HS）のワクチン製造を行っているものの、生産量が十分でないため、一部輸入品に頼っている現状にある。このため、当該ワクチンの製造量を増やすとともに、品質の向上を図り、HSに対するワクチンをすべて自国産のものにしたいとの要望があった。

ラオス：HSのオイルアジュバントワクチン製造量を現在より増やし、なおかつ、品質についても安定したものを供給できる技術を確立したいとの要望があった。

ミャンマー：ワクチン製造及び品質改善においては、ニューカッスル病及び口蹄疫について要望があった。特に口蹄疫ワクチンに関しては、現在、ミャンマーにおいて使用されているローラーボトル法の改善により、現在の生産量を増やし、150万ドーズを目標値として、製造技術の改善についての要望があった。

ヴィエトナム：現在、他国から輸入している口蹄疫ワクチンについて、品質の検定についての協力についての要望があった。

これらの要望について、豚コレラワクチン以外のワクチンの製造及び品質管理においては、タイの技術を周辺国へ移転することが可能であると思われる。また、豚コレラに関しては、ミャンマーのもつ技術を移転することが可能と思われる。このことにより、タイ及び周辺国におけるワクチン製造技術及び品質管理の向上が、広域技術協力の下推進され、このことにより、各種疾病に対するワクチンによるコントロールがより良いものとなり、結果として、当該地域の家畜衛生の改善に良い結果をもたらすことが期待される。

(3) 動物検疫技術の改善

タイにおける検疫制度及び運用に関しては、改善が十分になされているものの、他の周辺国からの不法な家畜の移動によって、各種伝染病がタイに侵入する可能性は依然として残っている。タイを除く周辺国における動物検疫については、未整備な点が多く、専門家による指導について要望があった。

このことについても、タイにおける動物防疫の技術等を周辺国へ移転することが可能である。しかしながら、不法に移動が行われる家畜に対しては、検疫に対する技術移転のみならず、周辺国における防疫についての周知が重要であり、このプロジェクトを通じ、周辺国における検疫の重要性を再認識させることは、結果的に不法に移動される家畜の数を減少させ、タイへの疾病侵入の危険性を減少させることが期待される。

4 - 2 疫学研究

(1) 診断技術の改善

1) タ イ

タイにおいては、通常の経済的に又は人畜共通面で重要と称されるほとんどの家畜疾病に対して通常の診断は可能である。しかし、これら疾病の一般診断技術を中央診断研究所であるN I A Hだけではなく地方へも拡大し、現在全国7か所にある地域研究診断センター（北部：ランパン、東北部：コンケン、西部：ラチプリ、東部：チョンブリ、南部：ツーソン、それに、スリン及びピサヌロークにも最近地域センターが開設された）においても、診断可能な疾病数を増やすことを望んでいる。また、N I A Hやパクチョンの口蹄疫（FMD）センターでは、新たな技術を取り入れた疫学診断技術（豚コレラや口蹄疫でのPCR法、DNA配置構造解析によるdendogram作成、ウイルス遺伝型判別など）の確立を望んでいる。口蹄疫に関しては、タイ及びその周辺国における最大重要疾病として本プロジェクトでも、積極的に関与していく必要がある。現在O I Eが中心となって進行中の「東南アジア口蹄疫コントロールプロジェクト：SEA-FMD Campaign Project」の下で、パクチョン口蹄疫センターの診断部門は、本年末までには空調施設の改善が完了し、

P - 3 レベルの隔離室を完備したセンターになる予定である。さらに、研究開発部門を充実させ、近い将来には A S E A N 諸国のための口蹄疫リファレンスラボ (SEA-FMD Reference Laboratory) として周辺国にサービスを提供する計画である。5 年間の本プロジェクト期間内で、我が国からの短期専門家の派遣及び、タイ人カウンターパート (C / P) の日本での研修などを通じた協力活動により、タイにおける口蹄疫を含めたこれら重要疾病に対する疫学診断技術は大いに向上することが期待できる。

2) 周辺国

本プロジェクト参加周辺国では、すべての国の首都に中央家畜病診断センター、地方には地域センターが程度の差こそあれ、既に開設されている。しかし、タイの施設、組織と比較すると非常に遅れており、診断技術の改善と同時に、疫学診断組織体制そのものを改善していく必要がある。一般重要疾病の優先順位は国によって異なるが、いずれの疾病においてもタイの C / P は既に優れた技術を習得しており、したがって、本プロジェクトは、これまでに蓄積されてきたタイの人材及び施設をフルに活用することにより、周辺国の家畜病診断技術移転、組織改善に貢献できると思われる。一方、日本から周辺国への短期専門家の派遣、及び、周辺国 C / P の日本での研修は、タイでの活動を補完するものとして、大いに期待されている。

(2) 疾病サーベイランスの改善

現在 O I E 東南アジア口蹄疫コントロールキャンペーン (S E A - F M D) では、その重要活動のひとつとして、域内家畜疾病サーベイランスの強化活動を進めている。このためには、各参加国内で、フィールドでの疾病発生の迅速な摘発及び仮診断、地域又は中央ラボでの確定診断、国内報告、対処方針 (家畜の隔離、移動禁止等)、記録集計、家畜衛生行政への反映、国際機関・周辺国を含めた外部への発生報告といった一連の活動を強化改善していく必要がある。また国内の疾病サーベイランスを強化するためには、家畜農民の協力が絶対的に必要である (Public Awareness Campaign と呼ばれる啓蒙活動)。

タイ及び周辺国で疾病サーベイランスを強化していくためには、口蹄疫コントロールを先鞭として他の重要疾病にも応用していくことが最も効率的であり、この分野では特に上記 O I E の S E A - F M D キャンペーンとの密なる連携が不可欠である。この点に関して、今回調査団はカセサート大学獣医学部に事務所を置く O I E SEA-FMD Regional Coordination Unit を訪問し、Regional Coordinator (Dr. L.Gleeson) と 1 時間以上にわたり意見を交換し、今後とも、更なる密接な情報交換、連携活動を約束した。

第5章 プロジェクト実施上の留意点

5-1 実施機関の運営管理体制

各国との調整を円滑に行うため、プロジェクト事務局を設置し、事務局はプロジェクトダイレクター、プロジェクトマネージャー、家畜疾病防除部の職員、日本人専門家（チーフアドバイザー、業務調整、家畜防疫）、秘書から構成される。

インドシナ地域の家畜疾病防疫の推進に係る当該プロジェクトを推進するにあたり、日本・タイ・周辺国との協議・調整を目的とした合同委員会（詳細はミニッツ（M/D）に記載）を主軸としたプロジェクト運営が実施される。合同委員会では、タイ側の農業協同組合省畜産振興局（DL D）局長が委員長となり、DL Dの各部門の長、農業協同組合省本省及び首相府技術経済協力局（DTE C）の代表者、周辺国の各国調整員及び日本側からチーフアドバイザーをはじめとする派遣専門家及びJICAタイ事務所の担当者が出席し、当該プロジェクトの運営（年度計画等の重要事項）について検討し、当該プロジェクトを推進する。また、ハードの面では、当該プロジェクトの主たるプロジェクトサイトをDL Dとし、サブサイトとして家畜衛生研究所（NIA H）及び生物製剤部配下の口蹄疫センター、生物学的製剤製造所としており、これらの機関では従前の日本の技術援助によって、人材の育成、施設整備等が完了している。周辺国（ミャンマー、ラオス、カンボディア）では、各国の農業関係省の家畜衛生主務課がプロジェクトサイトとなる。周辺国の技術者等の技術研修（家畜防疫、疾病情報、検疫等）に関しては、NIA H又はDL Dの研修室が準備されている。

当該プロジェクトを推進するにあたり、日本側は、チーフアドバイザー1名（長期）、家畜防疫技術専門家1名（長期）及び調整員（長期）の3名、また、必要に応じて短期専門家を派遣することとなっている。

今後、事務手続きの方法や進め方等、周辺国との調整については、基本的にタイのプロジェクト事務局と各国ナショナルコーディネーターが行い、必要に応じて、各国JICA事務所は、JICA本部及びタイ事務所の指示の下、側面支援を行うにとどめることを確認した（タイとのR/D付属ミニッツ第7項）。

DL Dの実施体制については、ワンタニ女史がタイのナショナルコーディネーターとして実施に努めている。その補助員（獣医技官）や若手職員も配置されているが、実質的には英語力の問題もあるのか、同女史が中核と見受けられた。実施の過程で、若手技官らも対応に慣れていくものと思われる。

C/P・管理要員の配置については、各分野の責任者も選定済みであり、タイとのR/D付属ミニッツのC/Pリストに掲載している（周辺国のC/Pも追って確定する予定）。

(1) プロジェクトダイレクター：農業協同組合省・畜産開発総局長

(2) プロジェクトマネージャー：畜産開発局・家畜疾病防除部長

(3) タイ国調整員：家畜疾病防除部・疫学係、ワンタニ女史
同補佐：同 サンチャイ氏

(4) 技術関係：(国際調整) 外国畜産課 シリカーン氏
(診断技術) 国立家畜衛生試験場 モナヤ氏
(家畜疾病サーベイランス) 国立家畜衛生試験場 スラボン氏
(人的資源) 研修課 アンカナ氏
(家畜疾病情報システム) 家畜疾病防除部 ティパワン氏
(動物検疫) 家畜疾病防除部 ペンナパ氏

5 - 2 建物、施設

プロジェクト事務所はDLD本部の、現在改築中の建物(本通り入り口から右手最初の建物)内の2室に置かれることが内定している。理想的には家畜疾病防除部(DCD: Disease Control Division)が入居している建物6階に配置されれば最善であるが、この場所に十分なスペースを確保するのは困難ということであった。予定の2室の改築完了にはあと2か月を要し、完了後にはエアコンや電話のほか、インターネットへ1日24時間自由に接続できるLANシステムが設置されることになっている。チーフアドバイザー、並びに家畜疾病防除と業務調整及び秘書のために各1室ずつを割り当て予定。十分な広さが与えられている。

日常の活動においてプロジェクトスタッフとDCDとの密接なコンタクトが不可欠なことから、DCDスタッフ1名がAlternative National Coordinator(Dr. Sanchai)としてプロジェクト事務所に常在する予定である。

研修の主なサイトであるDCD、国立家畜衛生研究所(NIAH: National Institute of Animal Health)及びパクチョンにある家畜製剤部(DVB: Division of Veterinary Biologics)及び口蹄疫センターは、建物、機材ともよく維持管理されており、計画されている研修コースを実施するうえで特に問題はない。

5 - 3 供与機材の選定と管理

NIAH及びパクチョンの家畜製剤部、口蹄疫(FMD)診断部、FMDワクチン生産センターには、これまで20年にわたって、日本との協力により建物(無償資金協力)をはじめとして多く

の資機材が供与されてきた。これらの大部分の資機材は現在も大切に維持管理されており、日常的に活用されている。一方、周辺国の場合、ミャンマーには1980年代に首都ヤンゴンのインセンにある中央家畜病診断部及びワクチン生産部、そして全国3か所に存在する地域診断センターに、多くの機材が投入されたが、15～20年近く経過した現在もなお、それらの多くが活用されている。本プロジェクトで予定されている機材供与予算は、タイで年間600万円、周辺国では500万円程度とされており、今後の各国での活動計画と平行し、予算額を考慮に入れながら供与機材を選定していくことになっている。

第6章 団長所感

東南アジア地域は国際重要伝染病（口蹄疫、豚コレラ等）の蔓延している地域であり、特にインドシナ諸国では国境が接しており、感染家畜の越境による家畜疾病の侵入・流行が問題となっている。それゆえに、単一国による家畜防疫対策のみでは有用な効果を得ることは困難である。タイはインドシナ諸国のなかでも畜産の盛んな国であり、地理的にインドシナ半島の中央に位置しており、周辺国からの家畜疾病の侵入の機会が多く、解決すべき家畜衛生問題がいまだに多い。現在までに日本のタイに対する家畜衛生に関する技術協力は古い歴史があり、なかでも、地方診断センターにおける診断技術の援助、口蹄疫診断・ワクチン製造の援助（口蹄疫プロジェクト）、家畜衛生分野の予防・診断、疫学等の技術開発の援助（NIAH（家畜衛生研究所）プロジェクト）等によってタイでの家畜衛生分野の人材の育成、施設設備の整備等が行われ、現在では家畜衛生分野の技術面では格段の進展がみられている。そのようななかで、タイを拠点国とし、タイを含む周辺国の家畜防疫施策の改善を対象とした当該「タイ及び周辺国における家畜疾病防除計画」が実施されることは時宜を得たことであり、インドシナ地域の家畜疾病の防疫を国際的に考えた場合からも有意義である。

今回、当該プロジェクトを開始するにあたり、プロジェクト実施協議調査団としてタイ国バンコク市を訪問し、タイ政府・周辺国側と5日間にわたって協議を重ねた結果、当該プロジェクトの実施細目に関する同意が得られ、当該プロジェクトに係る日本 - タイとのミニッツ（M/D）及び日本 - タイ - 周辺国とのM/Dの署名・交換を行うことができた。当該プロジェクトは周辺国を巻き込んだ地域連携型のプロジェクトとして、初めての試みでもあり、また、従来のものと比較し複雑であるが、5回にわたる当該プロジェクトの十分な事前調査・協議が行われていたために、今回、実務実施機関である農業協同組合省畜産振興局（DL D）との間で、比較的スムーズにM/Dの合意が得られた。

一方、討議議事録（R/D）の合意に関しては、過去にはR/Dの署名・交換は日本代表と首相府技術経済協力局（DTE C）の局長との間でなされていた経緯もあるが、最近15年間では日本代表とDL Dとの間で行われてきた実績がある。しかし、タイ政府側は当該プロジェクトからはDTE Cの局長が日本側代表とR/Dを締結する旨の連絡をしてきていた。今回の協議のなかで、DL D側からは当該プロジェクトの実施内容に関して特段の意見もなく、問題は認められなかったが、DTE Cの担当者から、R/Dにおけるマスタープラン（M/P）においてタイ側に対する援助と周辺国に対する援助を具体的に明確にすべきである、タイへの投入量（機材等の援助）の割合を高めるべきである、との意見が出された。

これに対して、調査団側は当該プロジェクトにおいては、広域技術協力推進プログラム（RTCP P）に基づき、タイがリーダーシップを発揮し、インドシナ地域における家畜防疫を

改善・推進することを目的としたものであり、日本側の協力はすべてそれに資するものである旨説明した。しかし、議論は平行線をたどり、この2点に関しては調査団は最終判断はできないので、ペンディングとした。調査団滞在中にDTECの局長は海外出張中であり、DTEC担当者も局長にR/Dの案件を説明できない等の理由もあり、結果的にR/Dの署名・交換には至らなかった。今後、DTEC、DLD、JICAタイ事務所、JICA本部及び国内関係機関との調整が必要になるものと思われる。公式ではないが、DLD局長がDTEC局長に当該プロジェクトに関して直接説明する会議を設けるとの情報も聞いている。

JICAタイ事務所において、周辺国を巻き込んだ地域連携型技術協力に関する案件は5件計画されており、当該プロジェクトは先陣を切っているため、今後の多国間にわたる連携プロジェクトのモデルとして、確実なR/D締結が望まれる。

当該プロジェクトは、タイがリーダーシップをとり、周辺国に技術協力を行う地域連携型技術協力である。内容としては、家畜衛生分野(疾病の防疫、疾病発生情報システム、ワクチン製造・品質管理、動物検疫)全般にわたる行政施策から、予防・診断・疫学技術を駆使した家畜疾病の防疫を目的としたプロジェクトであることから、口蹄疫、豚コレラ等の重要疾病をモデルとした家畜防疫技術を実施する必要性があるのではないかとと思われるが、周辺国の家畜衛生事情も各国によって異なるために、周辺国の意向も調整しながら当該プロジェクトを推進する必要があると思われる。タイは、長年のJICAによる技術協力によって家畜衛生に関する人材育成、施設整備、技術力等は格段に向上しており、周辺国に技術協力を行う十分な技術力を有している。

タイでは、現在、豚コレラワクチンに関して、家兎化弱毒株を用いた生ワクチンが製造されているが、当該ワクチンは、ワクチン株感染家兎の脾臓の乳剤を用いたワクチンであり、一時代前のワクチンである。20年前に日本のGPワクチンの製造に関して、長期個別派遣専門家による技術移転が行われた経緯があるが、当時に当該技術は定着しなかった経緯がある。今回、タイ側は日本で開発した培養細胞及びワクチン株(GPE-株)を用いてワクチン製造を実施する意向があるが、培養細胞は日本の国内特許(家畜衛生試験場)とGPE-株は動生協会が使用権をもち、これらについての検討が必要である。製造用細胞と製造用ワクチンの株の使用が可能であれば、日本側のアドバイスのみでタイ側の技術でワクチンの量産は可能であると思われる。日本のGPワクチンについては、日本の技術援助の結果、現在、ミャンマー、マレーシア、シンガポールで製造されている。

口蹄疫ワクチンについては、日本の技術協力による口蹄疫ワクチン製造施設及び製造技術が確立しており、また、タイ政府独自にフランスの民間製造会社の技術を導入した製造施設を稼働させており、口蹄疫ワクチンの製造技術そのものに特に問題はない。周辺国への技術指導は問題ないものと思われる。

タイにおいては、口蹄疫の診断は、パクチョンの口蹄疫センター診断部門で実施されているが、

ウイルス遺伝子を用いた分子疫学的な解析技術に関しては、日本側のアドバイスが必要かと思われる。

今回、周辺国のうち、ミャンマー、ラオス、カンボディアとのM/Dの署名・交換に至った。各国は当該プロジェクトに対して前向きであり、非常に好感がもてた。ヴェトナムも前向きな姿勢で当該プロジェクトを見ており、今後、早期に意見調整し、M/Dの締結・交換が実現できることを願う。マレーシアは今回の協議に出席できなかったが、鶏病防疫等の指導等で当該プロジェクトに参画可能と思われるので、早期の意見調整が必要かと思われる。

今後、プロジェクト開始後に各国の代表による合同委員会が開催されるものと思われるが、当該プロジェクトが家畜衛生分野のすべての問題を包含しており、当該プロジェクトの推進にあたっては、各国の意見を聞いたうえで、具体的な実施事項、適正な年度計画を立てる必要があるものと思われる。

